

〈イリオモテヤマネコ特集〉

希少種保護へのコミットメント

—アマミノクロウサギからイリオモテヤマネコへ—

東郷 佳朗

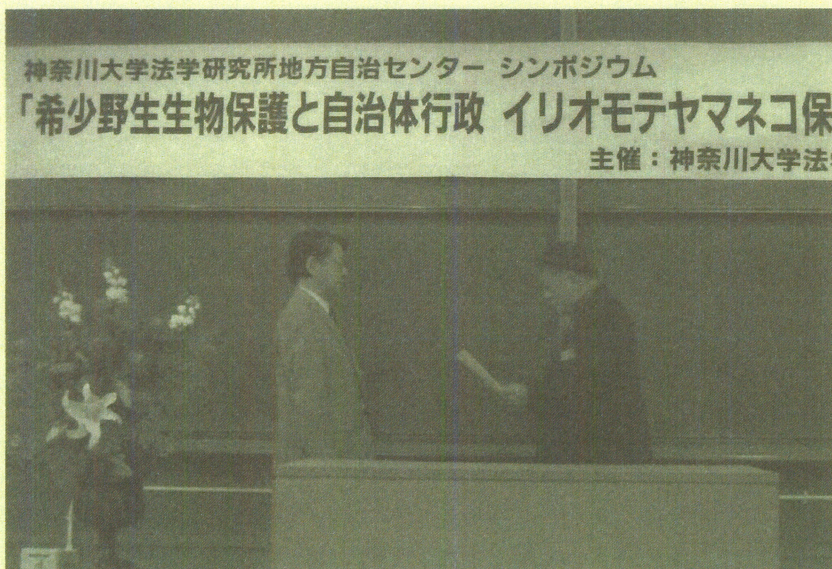
2008年11月29日、横浜キャンパス10号館1042講堂において、神奈川大学法学研究所地方自治センターの主催により「希少野生生物保護と自治体行政—イリオモテヤマネコ保護の条例化によせて」と題するシンポジウムが開催された。まず、基調講演として、羽山伸一氏（日本獣医生命科学大学）が野生動物学の立場から、高橋満彦氏（富山大学）が環境法学の立場から、それぞれ希少野生生物保護の現状と課題を述べた（第1セッション）。ついで、ケーススタディとして、長嶺隆氏（NPO法人どうぶつたちの病院）が沖縄本島の例について、また、大城正明氏（竹富町自然環境課）、栗原新氏（西表西部動物診療所）および東郷が西表島の例についてそれぞれ報告した（第2セッション）。これを受けて、渡邊綱男氏（環境省自然環境計画課）が自然保護行政の立場からコメントを付し、最後に、各報告者がフロアからの質問に答える形で総括討論を行った（第3セッション）。詳細については『神奈川大学法学研究所

研究年報』27号に掲載される予定なのでそちらに譲り、本稿では、このシンポジウムが開催されるに至った経緯について触れておくこととしたい。

上記のとおり、本シンポジウムの主題は「希少野生生物保護と自治体行政」だが、これには「イリオモテヤマネコ保護の条例化によせて」という副題がついている。神奈川大学法学研究所が、イリオモテヤマネコの保護を目的とする竹富町の条例改正に協力したことが、シンポジウム開催のきっかけとなったからだ。イリオモテヤマネコは、文字どおり、沖縄県の西表島だけに棲息する希少野生生物である。そのヤマネコとは一見縁もゆかりもなさそうに見える横浜の私立大学が、2000km以上も離れた日本最南端の自治体とこのようなかかわりをもっていたことを意外に感じた人も少なくないだろう。

しかし、当研究所が希少種保護にコミットメントするのは、実は今回が初めてではなく、2000年11月にも「自然保護と法」と題するシンポジウムを主催

している。このときの副題は「アマミノクロウサギ『自然の権利』訴訟の問いかけるもの」となっており、日本初の「自然の権利」訴訟として注目を浴びた「奄美『自然の権利』訴訟」（いわゆる「アマミノクロウサギ訴訟」）をめぐって、原告弁護士団の山田隆夫氏をはじめ、松田裕之氏（数理生態学）、竹下賢氏（法哲学）、畠山武道氏（行政法・環境法）らにより学際的な議論が展開された（詳細



は『神奈川大学法学研究所研究年報』19号を参照)。当時、法学部で教鞭をとっていた交告尚史教授が、大学院の先輩である山田弁護士から助言を求められたことがきっかけでこの訴訟にかかわるようになり、このような企画が実現する運びになったという。

奄美「自然の権利」訴訟は、上記シンポジウムの二月後(2001年1月22日)に鹿児島地裁の判決が下されている。原告らの訴えは却下されたものの、裁判所は、「原告らの提起した『自然の権利』(人間もその一部である『自然』の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に対し真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。)という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままでも今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したということができる」と述べ、「自然の権利」に対して一定の理解を示した。

ところで、アマミノクロウサギの棲む奄美大島とイリオモテヤマネコの棲む西表島は、700km近い隔たりはあるものの、ともに奄美諸島から沖縄諸島、宮古諸島を経て八重山諸島に至る琉球弧の一環をなしている。近年、これら琉球弧の島々の自然を一体として世界自然遺産に登録しようという動きが活発化しており、竹富町でも、世界遺産登録に向け、絶滅の危機に瀕しているイリオモテヤマネコの保護強化に乗り出した。そこで、2001年に制定されたネコ

飼養条例を改正することとし、同条例の立法過程にかかわった長嶺医師が本学の諸坂佐利准教授とやんばる3村の飼いねこ条例の調査を通じて面識があったことから、神奈川大学法学研究所に付属している地方自治センターに協力を依頼することになった。こうして、前回とは研究所の顔ぶれが大幅に入れ替わっているにもかかわらず、我々は、琉球弧の希少な生き物たち、そしてその保護活動に携わる人々と再びつながりをもつこととなったのである。

2007年11月以降、行政法、環境法、地方自治論等を専攻する所員らが週1回の割合で会合を開き、町側の要望を踏まえながら、条例のあり方について検討を重ねた。12月には、諸坂と東郷が西表島を訪れ、行政、NPO、住民等の関係者と意見交換を行った。同月、長嶺医師と栗原医師に沖縄からご足労いただき、スタッフセミナーを開催した。2008年3月、約4カ月にわたる検討を経て成案を得、竹富町ネコ飼養条例改正検討委員会に対し条例改正案の素案(神奈川大学地方自治センター案)を提示する。一方、2007年の年末より翌年5月までほぼ毎月のように諸坂が現地に飛び、条例改正検討委員会や住民説明会に出席した。

2008年6月、地方自治センター案を基にした竹富町ネコ飼養条例改正案が町議会に提案され、同月18日、全会一致で可決・成立をみた。新条例(竹富町ねこ飼養条例)は、飼いねこの登録制を規定するにとどまっていた旧条例に比べて、イリオモテヤマネコの保護を前面に打ち出し、そのために飼いねこの飼養条件を厳格化している。すなわち、イエネコからヤマネコへの病気感染を未然に防止するため、西表島に限定して、飼いねこへのマイクロチップの装



着、感染症（ネコエイズ・ネコ白血病）の検査・予防接種、不妊・去勢手術（放し飼いにする場合）を義務づけ、また、多頭飼養（10匹以上の飼養・保管）を原則として禁止する。さらに、西表島にねこを持ち込む場合にも感染症の検査を義務づけ、感染個体については持ち込みを禁止できるものとしている。そして、違反者に対しては、町長が指導、勧告および命令を行うことができ、命令に従わない場合には最高5万円の過料が科される。

これらの条項の基底にある考え方、いわば条例の基本理念として、以下の三点が挙げられる。

第一は「生物多様性の保全」である。本条例は、もっぱらイリオモテヤマネコのみを保護しようとするものではなく、島内に棲息する生物の食物連鎖の頂点にあるイリオモテヤマネコを西表島における生物多様性のシンボルとして位置づけ、これを保護することを通じて西表島の生物多様性の保全に資することを企図するものである。これに関して、第1条

は、「この条例は、…ねこが町民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるイリオモテヤマネコに害を加えることを防止し、もって竹富町（以下「町」という。）の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資することを目的とする」と規定している。

第二は「協働原則」であり、環境政策は垂直的な規制だけではなく、関係主体（行政、市民、企業、NPO等）の水平的な協働に基づいて進めなければならないとする考え方である。この原則によれば、イリオモテヤマネコの

保護にあたっては、行政、NPO、専門家、飼い主、住民、ビジターおよびボランティアの協力・連携（パートナーシップ）が欠かせないことになる。これに関しては、とりわけ第3条で、「町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、町民及び獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等と連携、協力して、これを実施するように努めるものとする」と謳われている。

第三は「予防原則」であり、この考え方は、「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）の第15原則において、「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」と定式化されている。この原則によれば、イリオモテヤマネコの絶滅を回避するためには、必ずしも科学的根拠がはっきりしていなくても早期に対策を講じなけ

ればならないことになり、たとえイリオモテヤマネコへのFIV（ネコ免疫不全ウイルス）の感染例が現時点では確認されていないとしても、西表島のねこの飼い主に上述の厳しい飼養条件を課すことが正当化される。

前回、我々がアマミノクロウサギの保護にかかわったときには、「自然の権利」が焦点となった。これに関して前掲の鹿児島地裁判決が触れているように、「自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある」のだとすれば、これに応じて、自然に対する「人間の義務」が存在するはずである。今回、イリオモテヤマネコの保護にかかわるなかで我々が直面したのは、まさしく、人間は自然に対していかなる責任を負い、義務を果たすべきか、という問題にほかならない。この問いを解くための手がかりを如上の基本理念に見出し、一つの解答例を示したものが「竹富町ねこ飼養条例」だということが出来る。

もとより、この解答例は我々が独力でつくりあげたものでは決していない。それは、イリオモテヤマネコに象徴される西表島のかけがえのない自然を次代に引き継いでいこうとする島民の地道な努力と、これに対するNPO、専門家、ボランティアらの献身的な支援から多くを学び、これらの人々の

実践を条例という形式で確認したものにすぎないの
である。
(法学部准教授)

